

上島町捕獲隊支援事業実施要領

(目的)

第1条 有害鳥獣捕獲を担っている狩猟者の有害鳥獣捕獲を効果的に進めるため、上島町の各捕獲隊（以下「捕獲隊」という。）の組織化を促進し、捕獲技術の向上や計画的な捕獲の取組みを支援することにより、有害鳥獣による農林作物等被害の軽減を図る。

(事業の実施)

第2条 事業主体は上島町内の捕獲隊とする。

(事業の内容)

第3条 捕獲隊が、効果的かつ計画的な有害鳥獣の捕獲を推進するため、組織的な捕獲の実施や予察捕獲導入による計画的な捕獲を実施するのに必要な次の経費に対して補助する。

(1) 捕獲隊等の組織化

ア 狩猟免許の取得又は更新に関すること。

イ 組織活動に必要な装備品の整備に関すること。

ウ 有害鳥獣捕獲に要する消耗品の整備に関すること。

(2) 捕獲技術の向上のための射撃教習、技能講習等に関すること。

(3) 計画的な捕獲の促進に資するため、予察捕獲計画を策定するに当たっての学識経験者等による調査・検討に関すること。

(事業実施要件)

第4条 事業実施する捕獲隊は、下記の要件を満たしていること。

(1) 規約・定款など組織に関する定めを有していること。

(2) 会計口座を有しており、収支等の会計が明確に記録されていること。

(3) 活動に関する記録が整備されていること。

(推進体制)

第5条 本事業の円滑な実施を図るため、関係機関・団体等と協力して事業の適切かつ効率的な実施に努めるものとする。

(実施計画の作成)

第6条 この事業を実施するときは、実施計画承認申請書（様式第1号）を作成し、町長に提出するものとする。

(実施計画の承認)

第7条 町長は、前項に規定する実施計画承認申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは承認を行うものとする。

(事業実施計画の重要な変更)

第8条 次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ事業実施計画承認申請書（様式第2号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 事業の新設又は廃止

(2) 町補助金の30%を超える増減

(町の助成)

第9条 町長は、この要領に基づいて実施する事業に対し、予算の範囲内において助成するものとする。

(書類の提出)

第10条 書類の提出先は、産業振興課とする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

様式第 1 号

年 月 日

上島町長 様

捕獲隊名

氏 名

印

平成 年度上島町捕獲隊支援事業実施計画承認申請書

上島町捕獲隊支援事業実施要領（平成 28 年 4 月 1 日付け訓令 14 号）第 6 条の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

注：様式 1-1 を添付する。

様式 1-1

平成 年度上島町捕獲隊支援事業実施計画書

1 捕獲隊等（実施主体）の概要

（１） 組織の名称

（２） 隊員数

（３） 捕獲隊の活動（予定）地域の概要

2 捕獲隊支援事業

① 活動計画

支援項目	支援活動の内容	事業費
捕獲隊等の組織化		
捕獲技術の向上		
計画的な捕獲の促進		
合 計		

3 事業費

区 分	総事業費 (A + B + C)	補助事業に 要する経費 (A + B)	負 担 区 分		
			県補助金 (A)	市町費 (B)	その他 (C)
捕獲隊支援事業	円	円	円	円	円
合 計					

※県補助金は、総事業費の 1/2 以内、900 千円以内とする。

添付書類

- 1 団体の概要及び隊員名簿
- 2 捕獲隊の規約・定款
- 3 捕獲隊が開設している預金口座の写し
- 4 その他、町長が必要と認める書類

(別紙)

○ 団体の概要

団体名	
所在地	
代表者	
設立年月	
会員数	
主な活動	

○ 隊員名簿

	氏 名	所持免許区分	免許有効期限	備 考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

様式第 2 号

年 月 日

上島町長 様

捕獲隊名

氏 名

印

平成 年度上島町捕獲隊支援事業実施計画変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で事業実施計画の承認の通知があった平成 年上島町捕獲隊支援事業実施計画を下記のとおり変更したいので、上島町捕獲隊支援事業実施要領（平成 年 月 日付け 産振第 号）第 6 の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

記

注：記の記載様式は、様式 1-1 とし、承認のあった事業実施計画と変更後の内容等を容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。また、添付書類については、計画書の提出の際に添付したものから変更があったものについては、その変更後のものを添付すること。